

# 山形県消費生活審議会委員募集要項

## 1 趣旨

山形県では、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者問題に関する事項を調査審議する「山形県消費生活審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

当審議会の審議に幅広い視点で県民の方から御意見をいただくため、審議会の委員を公募します。

## 2 委員としての役割

「山形県消費生活審議会」に出席し、次の各事項について御意見をいただきます。

（１）県民の消費生活の安定及び向上を図るための事項

（２）知事の諮問に係る重要事項

（消費者施策の大綱、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項）

当審議会は原則として公開で行われ、委員の氏名や発言内容はホームページで公表します。

また、消費者教育について御意見をいただく「山形県消費者教育推進協議会」の委員を兼ねていただきます。

## 3 公募する委員の概要

（１）募集人数：２名以内

（他に学識経験者、消費者、事業者等の委員を加え、計 15 名で構成）

（２）任 期：委嘱の日（令和 8 年 10 月 1 日以降）から令和 10 年 9 月 30 日まで

（３）開催回数：年 1 ～ 2 回程度（1 回あたり 2 時間程度）

令和 8 年度は「山形県消費者基本計画（山形県消費者教育推進計画）」を策定するため、年 3 回程度開催する予定です。

（４）費用負担：県で定める報酬と交通費をお支払いします。

## 4 応募資格

次の（１）から（４）までの全てに該当する方。ただし、国及び地方公共団体の議員又は職員は除きます。

（１）令和 8 年 10 月 1 日現在で満 18 歳以上の方

（２）山形県内に在住、在勤又は在学の方

（３）消費者問題について関心のある方

（４）山形市内において平日の日中に開催される審議会に出席できる方

## 5 公募期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月17日（金）まで（17時15分必着）

## 6 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記載のうえ、電子メール、郵送又は直接持参のいずれかの方法で提出してください。「応募申込書」は県のホームページからダウンロード可能です。

郵送の場合は、封筒に「**委員応募**」と朱書きしてください。持参の場合は、募集期間中の平日8時30分から17時15分まで受け付けます。

※提出された書類は返却しませんので御了承ください。

※応募にあたって要する費用（郵送料等）は応募者の負担となります。

## 7 提出書類

(1) 応募申込書（別添）

(2) 小論文（800字程度、様式任意）

テーマ「最近の消費生活について思うこと」

※参考「第4次山形県消費者基本計画」県ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/021006/kurashi/shohi/syouhisyaplan/dai4ji.html>

## 8 選考方法

防災くらし安心部に設置する選考委員会において、申込書及び小論文の内容を総合的に判断して選考します。

なお、選考の経過、結果についてのお問い合わせには応じられません。

## 9 選考結果の通知

選考後速やかに、郵送及びメールにより応募者ご本人あて通知します。

## 10 応募先・問い合わせ先（下記の課は県庁舎の2階にあります）

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

消費者行政推進担当

所在地：〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-3306

E-mail：yshohise@pref.yamagata.jp

※電子メールで応募する場合は、件名に【**委員応募**】と記載ください。